

請願・陳情の締切日の見直しについて

1 現状と課題

請願・陳情処理要綱では、「会期最終日及びその前5日間（当初予算（暫定予算を除く。）及び決算を審議する議会においては、その前7日間とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。」とされている。

請願・陳情を付託するまでの受付期間は2～3カ月あるものの、多くの請願・陳情は会期中に設定されている締切日当日又はその前日に提出されているため、受付後の文書表の作成や付託先の調整などの事務処理を会期中の短い時間で処理しなければならず、事務が非常に煩雑となっている。

2 見直し案

会期中の事務を滞りなく行うため、請願・陳情の締切日を繰り上げ、会期中に受理したものは次会期に付託することとしたい。

【関係規定】

請願・陳情処理要綱 10

議長は、受理した請願及び陳情をすみやかに所管委員会に付託する。ただし、会期最終日及びその前5日間（当初予算（暫定予算を除く。）及び決算を審議する議会においては、その前7日間とする。市の休日は算入しない。）に受理した請願及び陳情は次会期に付託する。

請願・陳情処理要綱 11

前項の場合において、訳文が添付されていない点字による請願及び陳情を受理したときは、同項中「その前5日間」とあるのは「その前9日間」とし、「その前7日間」とあるのは「その前11日間」とする。